

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年2月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借件名

ハンディーターミナル機及び付加機器の賃貸借

(2) 賃貸借案件の概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 賃貸借期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所

総務部お客さまサービス推進室 他10箇所

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する

一般競争入札有資格者名簿若しくは規程第20条の3第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成21年12月1日付け京都市上下水道局告示第39号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であると認めた者

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格確認までの期間

に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書等の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

(2) 交付期間

この公告の日から平成22年2月15日(月)の午前9時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

(3) 交付方法

上記(1)の場所にて無償で交付します。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書類」といいます。)を提出し、審査を受けることとします。

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成22年2月15日(月)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成22

年2月23日（火）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知します。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）

に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成22年3月2日（火）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成22年3月8日（月）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適當であると認められたとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成22年3月15日（月）

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法

入札書に記入する金額は、総価とします。

なお、落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税を加算する前の金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとします。

7 落札者の決定方法

入札参加資格があると認められた者の中で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

9 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を供給してはならない。
- (3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る

物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による京都市上下水道局（以下「当局」という。）の承諾を得た場合は適用しない。

10 その他

- (1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、当局は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、当局がこの契約を解除した場合において、この契約の賃借の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に当局が契約者に支払った当該賃借料を上回っていても、契約者は、その差額を当局に請求することはできない。
- (3) 契約者は、前項に定めるもののほか、当局がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、当局に請求することはできない。
- (4) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
- (5) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除
- (8) 契約書作成の要否 要

11 Summary

- (1) Nature of contract:

Lease of portable data terminal and additional machinery.

- (2) Time-Limit for the submission of application :

5:00p.m. 15 February. 2010

(3) Time-Limit of tenders:

11a.m. 15 March. 2010

(4) Contact point for tender documentation:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau,

City of Kyoto

12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)